

## 都道府県意見照会及びパブリックコメントへの 主な意見及び考え方

令和 7 年 8 月 28 日  
農 林 水 産 省  
消 費 ・ 安 全 局

### 【審議事項：飼養衛生管理基準の改正案及び飼養衛生管理指導等指針の一部変更案】

**意見①：** 家きんの大規模飼養農場における塵埃対策は科学的根拠が乏しく、また、生産性への影響が大きいことから努力義務的な要素が強く、この度の改正で施行規則に記載するのは時期尚早と考える。(パブリックコメント、都道府県)

**考え方：** 資料 1 における家きん疾病小委員会での回答に同じ。

**意見②：** 家きんの大規模飼養農場における分割管理の導入の検討は、具体的に検討すべき点が曖昧であり、実質的に分割管理の導入を義務化されるのであればハード及びソフトの両方で農場の管理コスト増加が懸念される (パブリックコメント)。

**考え方：** 追加する内容は、分割管理の導入の検討を行うことであり、検討の結果、実際に分割管理を導入できるかは事業者の判断となり、実質的にも導入を義務化するものではない。具体的に行う検討としては、例えば、資金や人員面など将来的に解消が見込める点で課題があるのであれば、それらが解消した際に分割管理としてとり得る対応を予め検討していただくことを考えている。

**意見③：** 家きんの飼養衛生管理基準改正案 25 において「調整池等の農場敷地内の水場等への侵入を防止することができる防鳥ネットその他の設備を設置する」とあるが、調整池にネットを張ることは現実的に難しく、これ以外の有効な手法を提示してほしい (パブリックコメント、都道府県)。

**考え方：** 水場の大きさや積雪等によりテグスや忌避テープが効果的な場合もあることから、いずれの対策でも当該項目の遵守に当たると考える。このような対策の具体的な例示は指導の手引きに記載する予定。

**意見④：** 飼養衛生管理指導等指針の改正案において、家畜伝染病予防法第 30

条の規定に基づく消毒方法等を実施する場合に備え、大臣指定地域に所在する農場に対し、ウインドウレス鶏舎においてフィルターの設置等塵埃対策の準備措置を講ずるよう指導する旨が記載されているが、大臣指定地域における塵埃対策はウインドウレス鶏舎のある農場に限らず実施すべき（都道府県）。

考え方： 家きん疾病小委員会での審議から入気口周辺の散水・消毒薬の散布等、様々な対策を塵埃対策の対象とすることとした事及びご意見を踏まえ、修正。

意見⑤： 大臣指定地域内において、フィルター設置等の塵埃対策の実施に必要な準備措置を講ずることについて、鶏舎構造及びフィルターの性能は様々であり換気不良も懸念されることから、対応する飼養衛生管理指導等指針の項目中に「ただし、当該措置の実施により家きんの健康を害するおそれがあるときは、この限りではない」旨の例外規定を追加してほしい（パブリックコメント）。

考え方： ご意見を踏まえ、修正。

#### 【審議事項：特定家畜伝染病防疫指針の一部変更案】

意見①： 自衛隊への災害派遣に関する記載を残すべき（パブリックコメント、都道府県）。

考え方： 自衛隊への災害派遣要請に当たっては、これまで、家畜衛生担当部局、畜産・農業関係団体のみではなく、家畜衛生担当部局以外の都道府県職員及び畜産・農業関係以外の団体を含む都道府県を挙げた人員を確保することとしており、農林水産省等からの職員の派遣を受けて、なお迅速な防疫措置の実施に人員が不足する場合には、派遣要請を検討することとしてきたところ。今回、防疫措置に係る全国的な民間事業者の活用状況等を共有するとともに、人員確保にあたっては民間事業者を活用することとし、都道府県自らが対応可能な防疫体制の構築をお願いしていることから、人員が不足することを前提とした記載については、削除することとしたので、ご理解いただくとともに、必要な人員の確保に努めていただきたい。